



大阪地裁の結審後、アストラゼネカ社を包囲し抗議

駆け歩き レポート

④

日本人で「人体実験」?

42

イレッサは、販売後の比較臨床試験のうえでも効果効用が確認されています。しかし、東洋人・非喫煙者・特定の過敏性変異がある患者」に効くと言われますが、仮説の検証段階です。少なくとも、制限なく油にでも使える薬ではありません。

米国は新規患者には投与禁止、重複使用禁

薬害イレッサ訴訟 結審集会に支援者つどう

死亡者
810人

約五ヶ月のスリード審査で承認。販売直後の副作用の間質性肺炎による死亡があつ次ぎ、「わずか二年半で死者は五五七人に」。間質性肺炎の治療は難しく、イレッサの場合四割が死亡しています。承認前にあった報告一二〇例の危険性を聞き逃しました。販売後も対応が遅れ、被害を広げています。

承認前から過大な広告宣伝ア社は副作用抑制を隠し、承認前からマスクマーク、医師向けに「副作用のない腫瘍的治療」と書いた。夫を四八歳で「くした妻は、大阪地裁で証言しました。「新聞記事に載った『夢の新薬』『副作用はない』『在宅で使用できる』を信じた。自分から『試してみたい』と申し出ても誰がんだとい

肺がんは「いずれ死ぬ」から? 大阪地裁で、副作用を味わった原告の男性患者は証言しました。「この世のものとも思えない苦痛だつた。死者が増え続けていることに心の痛みを感じないのでだろうか。肺がん患者にから「いずれ死ぬ」と考へているなら、国や企業は」動物以下だ。

中島晃井薦士は最終弁論で敵・
駆け歩きレポート

肺がんは「いずれ死ぬ」から? 大阪地裁で、副作用を味わった原告の男性患者は証言しました。「この世のものとも思えない苦痛だつた。死者が増え続けていることに心の痛みを感じないのでだろうか。肺がん患者にから「いずれ死ぬ」と考へているなら、国や企

業は」動物以下だ。

中島晃井薦士は最終弁論で敵・

イレッサは「(2010)年七月」、約五ヶ月のスリード審査で承認。販売直後の副作用の間質性肺炎による死亡があつ次ぎ、「わずか二年半で死者は五五七人に」。間質性肺炎の治療は難しく、イレッサの場合四割が死亡しています。承認前にあった報告一二〇例の危険性を聞き逃しました。販売後も対応が遅れ、被害を広げています。

承認前から過大な広告宣伝ア社は副作用抑制を隠し、承認前からマスクマーク、医師向けに「副作用のない腫瘍的治療」と書いた。夫を四八歳で「くした妻は、大阪地裁で証言しました。「新聞記事に載った『夢の新薬』『副作用はない』『在宅で使用できる』を信じた。自分から『試してみたい』と申し出ても誰がんだとい

肺がんは「いずれ死ぬ」から? 大阪地裁で、副作用を味わった原告の男性患者は証言しました。「この世のものとも思えない苦痛だつた。死者が増え続けていることに心の痛みを感じないのでだろうか。肺がん患者にから「いずれ死ぬ」と考へているなら、国や企

業は」動物以下だ。

中島晃井薦士は最終弁論で敵・

肺がんの薬・イレッサの副作用による死者は、ついに八一〇人に(2010年3月末)。製薬企業アストラゼネカ社(アセ)と国に対し、大阪と東京で遺族・患者が起こした裁判が結審しました。署に現われている抗がん剤の安全性を問題に、製造販売、薬の広告責任、添付文書の「薬害」の意味などを問い、がん患者の命の痛みを訴えた裁判。七月三十日、医療連の職員も大阪地裁で傍聴しました。

(小林玲子記者)

国と製薬企業の責任で 抗がん剤の副作用に補償を

大阪・アセの言い分は「薬効開拓のためには、すべての医薬品がそうだ。症候群を抱つてのでは患者のためにならない。患者からの薬を奪うのか」といふもの。国は「承認時点での医療情報がなかった。したがって手続き上問題はなかった」と主張。死者を悼む発言はありませんでした。



報告集会で訴える原告や弁護士ら(大阪)

治験した医者に「力ネ」

「利益相反」も争点です。企業と医師・研究者の経済関係が医薬品の評価を左右する問題です。

イレッサの臨床試験に携わったいた医師が、個人や興するNPO法人に、アセから多額の寄付金を贈りました。これは弁護団の調査で発覚し、これを隠していた被告の公判の中でも認めました。

大阪地裁で被告側は「試験の

中味が違つてなければ問題でない」と強弁しましたが、企業の膨大な利潤とその流れが、薬の危険性を隠した疑いが残ります。

またアセは、初期の添付文書で間質性肺炎の記載が「薬害」ではなく小さく記載だったことにについて、「医師がみれば必ず死性の副作用わかるはず」と発言。現場に責任を転嫁しようとしたしました。

大阪地裁の結審後、支援者は報道集会を開き、アセの本社周辺をアセ進行。大阪医療連をはじめ新規、関東からも多数参加しました。学習会をして傍聴に臨んだ新規もいます。宇佐美裕子さん(東神戸医局)は「被害の発言と原告の想いに温度差を感じた。廣瀬英和子さん(神戸医局)も「薬の科学的評価に携わる専門家を被害者が否定したのでええ」と思った」と話していました。薬の正確な評価と情報の欠如が薬害につながりました。

では過敏子薬のある患者に限定しての医薬品がそうだ。症候群を持つてのでは患者のためにならない。患者からの薬を奪うのか」といふもの。国は「承認時点での医療情報がなかった。したがって手続き上問題はなかった」と主張。死者を悼む発言はありませんでした。

大阪・アセの言い分は「薬効開拓のためには、すべての医薬品がそうだ。症候群を抱つてのでは患者のためにならない。患者からの薬を奪うのか」といふもの。国は「承認時点での医療情報がなかった。したがって手續き上問題はなかった」と主張。死者を悼む発言はありませんでした。